

専決処分について〔平成 31 年度立川市一般会計補正予算（第 8 号）〕

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項及び第 218 条第 1 項の規定による。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年度立川市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 2 年 3 月 31 日

立川市長 清 水 庄 平

平成 31 年度立川市一般会計補正予算(第 8 号)

平成 31 年度立川市の一般会計の補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

令和 2 年 3 月 31 日

立川市長 清 水 庄 平

第 1 表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	新型コロナウイルス感染症対策用マスク等購入	10,000